

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
○ 土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件 四〇一
- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 四〇二
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 四〇一
- 県営土地改良事業計画を定めた件 四〇二
- 県営土地改良事業計画を変更した件 四〇三
- 公 告  
○ 随意契約の相手方を決定した件 四〇三
- 都市計画を変更する件 四〇三

## 告 示

### 福島県告示第六百五十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

令和三年九月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定する区域  
伊達市梁川町やながわ工業団地一番四十一の一部で次の図に示す区域
- 二 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

- 1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物
  - 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
なし
- （「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県北地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）  
（水・大気環境課）

### 福島県告示第六百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年九月二十八日から令和四年一月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年九月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フェスタパワ― 福島県郡山市日和田町字南古館二一番地の二ほか
  - 二 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）別紙書面のとおり  
（変更後）別紙書面のとおり
  - 三 変更した年月日  
別紙書面のとおり
  - 四 届出年月日  
令和三年八月三十日
  - 五 届出をした者  
株式会社日和田ショッピングモール  
（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）  
（商業まちづくり課）
- 福島県告示第六百五十五号  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年九月二十八日から同年十月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
- 令和三年九月二十八日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイユーエイト三春街道店 福島県郡山市西田町大田河原五八番地一
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第六百五十六号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、古道地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(中山間地域総合整備事業)を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
令和三年九月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
令和三年九月二十九日から  
同 年十月十八日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所  
田村市役所

(農村計画課)

**福島県告示第六百五十七号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、永谷地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(中山間地域総合整備事業)を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
令和三年九月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
令和三年九月二十九日から  
同 年十月十八日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所  
田村市役所

(農村計画課)

**公 告****公告第186号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庶務システム改修業務(利用範囲拡張等関係)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年9月28日

福島県知事 内堀雅雄

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県庶務システム改修業務(利用範囲拡張等関係) 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県総務部人事総室職員業務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年8月19日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 随意契約に係る契約金額  
141,350,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約とすることとした理由  
特例政令第11条第1項第2号該当

(職員業務課)

## 公告第百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、県北都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

令和三年九月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 新たに都市計画に含まれる土地の区域

国見町のうち

藤田字天上田、藤田字滝川四、森山字滝東、森山字上野台、石母田字硯石及び石

母田字上野の各一部の区域

二 都市計画から除外される土地の区域

国見町のうち

藤田字沢田三、藤田字滝川四、森山字滝東及び森山字上野台の各一部の区域

三 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課、県北建設事務所企画管理部企画調査課、福島市

都市政策部都市計画課、伊達市建設部都市整備課、桑折町まちづくり推進課及び国

見町建設課

四 縦覧期間

令和三年九月二十八日から同年十月十二日まで

五 意見書の提出

県北都市計画道路を変更する案について、福島市、伊達市、桑折町、国見町の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県土木部都市総室都市計画課、県北建設事務所企画管理部企画調査課、福島市都市政策部都市計画課、伊達市建設部都市整備課、桑折町まちづくり推進課又は国見町建設課を経由して、三に掲げる期間内に福島県に提出することができる。

（都市計画課）